

ナミビアの野生生物法と政策

金子 与止男*

要 旨 ナミビアの憲法は、生物資源の持続可能な利用の重要性に言及しており、それが野生生物の管理と保全に関する基本的な立場を決定している。ナミビアの数ある環境関連法律のなかで、本稿は野生生物に関する法と政策に焦点を当てている。1976年の自然保全令は野生動物公園、狩猟、害獣、その他の重要項目を規定している。自然保全令は1996年に改正され、コンサーバンシーと野生生物評議会の設置規定が盛り込まれた。辺境の地でのコンサーバンシー設置の推進は、地域社会が野生生物資源の最良の守護者であり、それゆえ受益者になるべきだという前提に基づいている。ナミビアの野生生物政策の有効性は、サイ、ゾウ、キリン、ライオンなどの大型動物の個体数の動向により検証できる。これらはアフリカの国々の多くで激しい減少を経験している一方、ナミビアでは個体数が増加している。こうしたナミビアの成功事例にもかかわらず、野生生物保護に関する国際場裏でナミビアが批判されるのは不当である。

キーワード ナミビア、野生生物保全、地域に根ざした自然資源管理、コンサーバンシー

1. はじめに

かつて南西アフリカと呼ばれていたナミビア共和国は1915年までドイツの植民地地下にあった。その後南アフリカが支配し、1990年に南アフリカからの独立を勝ち取った。独立から現在までわずか30年しか経っていない新興国である。

1996年10月30日の朝日新聞は、訪日中の当時のヌジヨマ大統領が橋本龍太郎首相と会談し、象牙問題について意見交換をおこなったことを伝えている。記事によると、会談のなかでヌジヨマ大統領は、1997年に開かれるワシントン条約会議に向けて南部アフリカ諸国が提出している象牙取引解禁の提案を日本が支持してくれるよう首相に要請した。橋本首相は、保護と利用の調和の原則

により対処する、ナミビアは原則に沿っており、ワシントン条約が設置した専門家の報告を待って支持したい、と答えた。同記事で、当時女子栄養大学の小原秀雄教授は「国際社会からはクジラの問題と同じように日本の姿勢が問われるだろう」とコメントした。

ナミビアの野生生物政策は、環境観光省が担当している。同省のシフェタ現大臣は2015年7月15日の地元紙NewEraの取材に応じ、他のアフリカ諸国がアフリカゾウの密猟対策として在庫象牙を焼却していることに言及して、ナミビアは象牙も犀角も燃やさない、と公言したり。

2016年、ハワイで国際自然保護連合IUCNの総会が開かれた。この総会には、象牙の国内市場

* 元岩手県立大学総合政策学部 (2006-2018)

Email: yoshikan@mtd.biglobe.ne.jp

を閉鎖し、国内取引禁止を求める勧告案が提出されていた。共同通信の配信に基づく国内の各新聞記事によれば、勧告案は賛成多数で採択されたが、ナミビアは日本とともに採択に反対したという²⁾。

このように、ナミビアは強固な野生生物資源利用支持国と言ってよい。では、なぜそうした政策をとっているのか。なぜ頑なに大勢に逆らっているのか。本稿では、その背景を紹介するとともに、ナミビアの野生生物に関する法と政策に焦点を当ててみたい。

2. ナミビア共和国憲法

1990年3月21日に交付されたナミビア憲法は21章148条で構成されている。第11章「国家政策の原則」第95条「国民の福祉の推進」が野生生物と関係する。第95条は、「以下を目的とした政策を採用することにより、国民の福祉を積極的に推進・維持する」としている。目的として具体的に12項目を挙げており、そのなかの項目①は、「ナミビアの生態系、不可欠な生態学的プロセス、生物多様性の維持および現在と将来のすべてのナミビア国民の利益のための生物資源の持続可能な利用。とくに政府はナミビア領土内での核物質および有毒廃棄物の投棄とリサイクルを禁止する措置をとるものとする」となっている。

前半部分が意味するところは、生物多様性条約の目的である生物多様性の保全とその持続可能な利用の推進に他ならない。生物多様性条約が採択されたのは1992年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議直前であるので、それを先取りした形である。ナミビア憲法に生物資源の持続可能な利用が謳われている意義は非常に大きい。つまり、ナミビア政府が生物資源の持続可能な利用に反対することは、政府と国民が拠って立つ憲法に違反することになる。逆に憲法があるがゆえに、それを後ろ盾に強い立場で臨めるということでもある。1996年にヌジヨマ大統領が橋本首相に要請したのは、憲法の規定と一致する。

「持続可能な利用」は、IUCN/UNEP/WWF(2009)により明確に定義されている³⁾。それによ

ると、「生物、生態系、あるいはその他の再生可能な資源を再生能力の範囲内で利用すること」であり、保全の一概念であるとしている。IUCN(1980)は、「持続可能な発展 sustainable development」概念を最初に提唱した『世界保全戦略』⁴⁾のなかでも持続可能な利用の重要性を指摘している。ナミビアはこれら一連の動きと寸分違わない主旨を憲法で明文化していることになる。

ナミビア環境観光省のシフエタ大臣が地元紙NewEraの取材に応じ、ナミビアは象牙も犀角も燃やさないと言ったことはすでに述べた。同記事で大臣は、「象牙と犀角の焼却は、ナミビアの政策に反している。我々の政策は憲法第95条に基づくもので、ナミビア国民はナミビアの自然資源の持続可能な利用の恩恵を享受すべきとなっており、犀角や象牙の焼却はナミビアの政策に反する」と主張している。象牙などの自然資源を焼却することはナミビアの憲法に反することになるからである。

3. 環境管理法 Environmental Management Act

2007年の環境管理法は、環境管理の枠組みを規定している。10章58条からなっている。これは環境影響評価に関する法律であるが、野生生物を含む自然資源管理に関するナミビアの基本的政策はこの法律でも見てとれる。

この法律の目的は第1章「定義および目的」に記載されている。第2条「目的」によれば、第3条「環境管理原則」で示す原則に基づき、(a) 環境に重大な影響を及ぼす活動に対して、事前に注意深く配慮すること、(b) 評価過程を通じて当事者及び影響を受ける者の時宜を得た参加機会があること、(c) 活動に関する決定がなされる前に、評価結果を考慮することにより、活動が環境に及ぼす重大な影響を防止し、緩和することである。

第2章第3条「環境管理原則」には、(a) から①)まで12項目が掲げられている。野生生物と関連する項目としては、(a) 再生可能な資源は現在と将来の世代のために、持続可能な利用をおこな

わなければならない、(b) 自然資源管理への地域社会の関与と資源の利用から生じた利益の配分が奨励、促進されなければならない、(c) あらゆる当事者の参加が促進され、意思決定に際してはそうした当事者の関心・ニーズ・価値を考慮に入れなければならない、(d) 環境資源への公平なアクセスが奨励されなければならない、そして、生態系の持続可能性を確保するとともに、悪影響を避けるため生態系の機能的統合性が考慮されなければならない、(e) 環境または自然資源利用に対して大きな影響を与えるかもしれない活動については、環境評価を実施しなければならない、(f) 環境に関するすべての分野で持続可能な発展が推進されなければならない、(g) 生物多様性を含むナミビアの文化的自然的遺産は現在と将来の世代のために保護され尊重されなければならない、である。これらは憲法の規定を具現化したものと言える。なお、(k) は「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない」となっており、これはまさに国連環境開発会議での「環境と開発に関するリオ宣言」の第 15 原則のことである。

4. 自然保全令 Nature Conservation Ordinance

もともと南西アフリカ用に 1967 年に制定された法律を 1975 年に改正した自然保全令は野生動物公園と自然保護区の設置、害獣駆除について規定する基本的な法律である。自然保全令は、何度も改正を繰り返し、今日に至っている。全 7 章 91 条からなる。

第 1 章は自然保護理事会に関する章で、5 人以上 10 人以下で構成される。理事会メンバーの資格、任期、理事会の開催、理事会の機能、権限、義務について規定している。

第 2 章は野生動物公園 game park、自然保護区 nature reserve、コンサーバンシー⁹⁾、野生生物評議会を扱っている。第 2 章は第 13～24 条からなっ

ており、エトーシャ国立公園、公園と保護区の設置、境界、大臣の権能、禁止事項、私有野生動物公園の設置、私有野生動物公園内での在来植物採取禁止、コンサーバンシーなどに関する規定である。なお、エトーシャ国立公園は野生動物公園に含まれる。野生動物公園や自然保護区内で大臣の許可なく狩猟した場合の罰則規定も扱っている。私有地にも野生動物公園と自然保護区を設置することができ、所有者からの申請に基づき大臣が指定する。

ナミビアの野生生物政策の特徴のひとつであるコンサーバンシーについても第 24A 条で詳述している。共有地¹⁰⁾に居住する個人の集団が居住地をコンサーバンシーと宣言するには、大臣に申請書を提出しなければならない。申請書には、地域委員会の名簿、委員会の規約、対象範囲、その他必要な書類を添付する。大臣が、当該地域委員会が地域社会の代表であること、規約が狩猟鳥獣の持続可能な管理と利用を目的としたものであること、地域社会が基金を管理する能力を有するとともに、地域社会の構成員に利益を公平に配分する仕組みを有していること、地理的範囲が明確に特定されていることなどを認めた場合、当該地域をコンサーバンシーに指定したことを公示する。大臣には、コンサーバンシー指定を取り消す権限も付与されている。コンサーバンシー委員会が地域社会を代表し、野生動物の利用と持続可能な管理に関する権利と義務を有する。これは地域社会の構成員がそうした利用管理からの利益を得ることを目的とする。

第 24B 条は野生生物評議会に関する項目である。共有地に居住する地域社会との協議により、大臣が当該地域のための野生生物評議会を設置することができる。対象地域は、コンサーバンシー、借地、野生動物公園、自然保護区を含まないものとする。野生生物評議会が設置された地域では、その評議会が地域社会を代表して、野生動物の利用と持続可能な管理に関する権利と義務を有する。

第 3 章は野生動物についてで、第 25～51 条からなる。狩猟期、狩猟対象動物、執行委員会の権

限、「特別保護動物」の狩猟、「保護動物」の狩猟、「狩猟可能動物」の狩猟、「狩猟可能鳥類」の狩猟、「外来動物」の狩猟、捕獲数の制限、狩猟権の貸与、トロフィーハンティング⁷とトロフィーの輸出、農牧地保護のための狩猟、夜間狩猟、動物の商業目的捕獲、火器の制限などに関する規定である。なお、「特別保護動物」はヤマシマウマ、キリン、サイ類、インバラ、カバなど（付則3）、「保護動物」はカワウソウ類、チーター、オオトカゲ類、ヒョウ、ニシキヘビ類、リクガメ類、ナイルワニ及び狩猟可能鳥類と一部の鳥類を除いた全鳥類など（付則4）、「狩猟可能動物」はバッファロー、エランド、オリックス、イボイノシシなど（付則5）、「狩猟可能鳥類」はホロホロチョウ、ウズラ類、ハト類、ガンカモ類、サケイ類、シャコ類などである（付則6）。

大臣による許可書所有者以外は、特別保護動物と保護動物を狩猟することはできない。これに違反した場合の罰則が2017年の法改正により大幅に強化した。特別保護動物であるゾウとサイの密猟に関してはN\$25,000,000⁸以下の罰金もしくは25年以下の禁錮刑、あるいはその両方が科せられる（26条）。その他の特別保護動物の場合は、N\$10,000,000以下の罰金もしくは10年以下の禁錮刑、あるいはその両方が科せられる。再犯の場合、N\$50,000,000以下の罰金もしくは40年以下の禁錮刑、あるいは両方が科せられる。土地所有者や借地人または共有地の管理者が人命や家畜の生命を守るために緊急におこなう狩猟にはこの規定は適用されない。その場合でも、事後に近在の自然保護官または警察に届け出る必要がある。

保護動物の密猟は、N\$500,000以下の罰金もしくは5年以下の禁錮刑、あるいは両方が科せられる。再犯はN\$1,000,000以下の罰金もしくは10年以下の禁錮刑、あるいは両方が科せられる（27条）。1,000ha以上の土地の所有者、借地人はその土地がフェンスで囲まれている場合、保護動物であってもツチブタ、ミツアナグマ（ラーテル）、スタインボックを狩猟することができる。大臣の許可を得て保護動物を狩猟する者は、事後10日以

内に近在の自然保護官または警察に報告しなければならない。

フェンスで囲まれた農場、フェンスで囲まれた1,000ha以上の土地の所有者は、狩猟可能動物、狩猟可能鳥類、外来動物の所有者である（29条）。所有下の狩猟可能動物の狩猟に当たっては頭数制限がある。ただしフェンスで囲まれた農場での狩猟可能動物の狩猟には適用されない。規則に反した場合、N\$500,000以下の罰金もしくは5年以下の禁錮刑、あるいはその両方が科せられる。再犯はN\$1,000,000以下の罰金もしくは10年以下の禁錮刑、あるいはその両方が科せられる（30条）。

フェンスで囲まれている1,000ha以上の農場の所有者あるいは借地人は、その土地で狩猟可能動物を許可なく狩猟することができるが、11月末日を期限として狩猟結果の報告義務がある（31条）。狩猟可能鳥類については、所有者以外は許可書がなければ狩猟することはできない。許可書は、農場の所有者が発給する（32条）。土地所有者、借地人は、土地が明確にフェンスで囲まれている場合、そこで狩猟可能鳥類を狩猟することができる。囲まれていない場合は、耕作地や庭においてのみ農作物に被害する狩猟可能鳥類を狩猟することができる（33条）。

外国からのナミビア訪問者は、大臣からの許可を条件にトロフィー用の狩猟をすることができる（36条）。大臣の許可なくトロフィーの輸出入はできない。トロフィーの売却、展示、製造加工も許可を必要とする。また、大臣の許可なく象牙、犀角を所持できない。

土地所有者、借地人は、ゾウ、カバ、サイを除き、耕作地、庭で害をなす動物を狩猟することができる（37条）。フェンスで囲まれた100ha以上の耕作地でなければ、夜間の狩猟は禁止されている。共有地の管理者もゾウ、カバ、サイを除き狩猟可能である。

第4章によれば、大臣は野生動物を「害獣」に指定することができる（53条）。この法律のもとで害獣に指定されているのは、ヒヒ類、カラカル、ハイラックス、セグロジャッカル⁹の4種類である。

土地所有者や借地人は、いつでもこれらを狩猟することができる(54条)。他人に狩猟を依頼することもできる。自然保護官あるいは大臣の指示を受けた第三者は土地所有者もしくは借地人の同意なしで土地に立ち入り、狩猟することができる。ゾウ、ライオン、ハイエナ、チーター、カバ、ワニも人間と軋轢を起こすが、これらは特別保護動物(ゾウ、カバ、サイ、リカオン)や保護動物(たとえばライオン、ワニ)に指定されている。特別保護動物や保護動物は、たとえ問題を起こしたとしても自由に狩猟することはできない。環境観光大臣の許可が必要である。しかし、土地所有者、借地人あるいは共有地の占有者が人命や家畜などの生命を守るために緊急に必要な場合は、許可なく殺すことができる。フェンスで囲まれている耕作地や庭を守るためにも、許可なく殺すことができる。ただし、ゾウ、カバ、サイは除かれる。

第5章は内水面漁業に関する規定であったが、2003年の内水面漁業資源法の制定により、削除された。第6章は在来植物に関しての大臣の権限、保護植物の採取、売買、輸出入などに関する規定である。第7章は総則となっており、大臣の一般的権能、自然保護官の任命、自然保護官の権限と義務、没収品の処分、罰則などを規定している。

5. 規制対象野生生物産品取引法

Controlled Wildlife Products and Trade Act

これは、ワシントン条約(CITES)の履行と関係する法律である。国際条約に加盟する場合は、条約の規定を国内の法律で担保しなければならない。これを国内法⁹⁾と呼ぶ。新規の法律を制定する場合と、既存の法律を改正する場合とがある。こうした法律を持たずに条約に加盟した場合、条約に違反した行為であっても、法律違反として問えないことになる。

ワシントン条約では、国内法が条約の規定を取り入れているか否かを評価するプロジェクトがある。その程度により、締約国を3カテゴリーに分けている。カテゴリー1がCITES履行要件に合

致していると考えられる法律を有する国、カテゴリー2がCITES履行要件のすべてに合致している訳ではないと考えられる法律を有する国、カテゴリー3がCITES履行要件に合致していないと考えられる法律を有する国である。

ナミビアはカテゴリー1に属し、条約の規定のすべてを国内の法律により担保していると評価されている。ちなみに日本もカテゴリー1に属している。ワシントン条約事務局のウェブサイトで国内法プロジェクトを紹介しており、カテゴリー1の法律を有している国として、ナミビアの法律を模範例のひとつに挙げている¹⁰⁾。それが「規制対象野生生物産品取引法2008」である。表1は、2020年9月1日現在、アフリカ各国がどのカテゴリーに属しているかを示したものである。

規制対象野生生物産品取引法は本文14条、付則1、付則2、付則3からなる。付則1はナミビアが特に重要視する野生生物に関する規定である。付則2はワシントン条約の条文そのものである。付則3はワシントン条約の附属書ⅠⅠ、Ⅱ、Ⅲであり、条約が規制対象とする野生動植物の種名一覧である。

本文は、定義と解釈、他の法律との関係、技術委員会、規制対象野生生物の所持と商い、条約禁止行為、検査官、検査官の権能、没収、規則、権能の委譲、付則の改正、裁判所の権限、法律の廃止と移行規定、法律名と発効を扱っている。項目ごとに主要な点を具体的に見ていく。

定義と解釈：この法律にある「附属書」、「規制対象野生生物産品」、「条約」、「商い」、「大臣」、「省」、「職員」という文言の定義がなされているほか、ワシントン条約上のナミビアの管理当局は担当省大臣であり、科学当局は技術委員会のことを指すとしている。本文と付則の関係も規定している。

他の法律との関係：行為の禁止、所持の禁止、許可や証明書の要件は、既存の法律の禁止事項や要件に追加される事項である。

技術委員会：科学当局に指定された技術委員会は、環境観光省から職員2名、獣医関係職員1名、植物学関係職員1名、漁業海洋資源省職員1名、国

立博物館職員1名から構成される。3年の任期で、再任を妨げない。

規制対象野生生物製品の所持及び商い：大臣の許可のない行為はこの法律違反である。行為とは、ワシントン条約附属書Iに掲載されている規制対象野生生物製品の所持、商い、加工、輸入、輸出をさす。大臣の許可なく所持していた場合はN\$20,000以下の罰金もしくは5年以下の禁錮刑、あるいは両方が科せられる。商い、加工、輸出入の場合はN\$200,000以下の罰金もしくは20年以下の禁錮刑、あるいは両方が科せられる。

条約で禁止されている行為：何びとも条約の規定に反して、許可なく輸入、輸出、再輸出、海からの持ち込み¹⁹はできない。違反した場合、N\$20,000以下の罰金もしくは20年以下の禁錮刑、あるいは両方が科せられる。裁判所の判断により、生きた標本¹⁹の世話や治療費用、標本の原産国への返還費用、野生個体群の被った被害からの回復費用を請求することができる。

検査官：大臣は環境観光省の職員を検査官に任命することができる。税官吏、警察官、自然保護官は検査官と同等の権能を有する。

検査官の権能：許可が必要な物の所持者に対し、許可書を提示することを求めることができる。送

り荷の検査、家屋事務所など建物への立ち入りが認められている。検査官は、警察官や獣医の立ち合いを求められることができる。また、検査を妨害した場合、N\$4,000以下の罰金もしくは1年以下の禁錮刑、あるいは両方が科せられる。

没収：押収された物が生きた動植物の場合、検査官は原産国に返還し、もしくはナミビア国内の適切な場所に放すか、あるいは生物の福祉を考慮した扱いをすることになっている。原産国への返還費用は違反者が支払う。また、研究施設や博物館などに預けられる場合もある。

規制：この法律で定める種々の手続きや必要書類の書式などは大臣が決めることになっている。こうした規定に従わなかった場合は、N\$8,000以下の罰金もしくは2年以下の禁錮刑、あるいは両方が科せられる。

権限の委譲：大臣と委員会の権限は、環境観光省内の他の職員に委譲することができる。

付則の改正：ワシントン条約の附属書I、II、IIIが改正されたら、大臣はそれを官報で告示する。刑事責任、押収、没収の適用は、官報が発行された日、あるいは官報が特定する日に付則3の改正が発効するものとする。付則1の改正は官報で大臣が通知する。付則1を改正するときに、大臣は

表1. アフリカ各国のワシントン条約 (CITES) 規定の国内法反映状況

カテゴリー	法律の内容	アフリカの該当国
1	CITES 履行要件に合致していると考えられる法律を有する	アンゴラ、カメルーン、コンゴ民主共和国、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、ギニアビサオ、マダガスカル、モーリシャス、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、ジンバブエ
2	CITES 履行要件のすべてに合致している訳ではないと考えられる法律を有する	アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、チャド、コンゴ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ギニア、ケニア、マリ、モーリタニア、モザンビーク、スーダン、トーゴ、チュニジア、タンザニア、ザンビア
3	CITES 履行要件に合致していないと考えられる法律を有する	カボベルデ、中央アフリカ、コモロ、コートジボワール、ジブチ、エスワティニ、ガーナ、レソト、リベリア、リビア、ニジェール、ルワンダ、サオトメプリンシペ、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、ウガンダ

(a) 所持、(b) 商い、(c) 輸入、(d) 輸出が違法であることを明示する。

治安裁判所の管轄：本法に違反する場合、ほかの法律の規定に拘わらず、治安裁判所は判決や命令を下す権限を有する。

法律の廃止と移行規定：1980年の規制対象鳥獣産品布告を廃止。本法発効前に、もしくは付則1と付則3が改正される前に合法的に所持していた場合は、許可書の取得が必要である。

名称と効力発生日：本法は、規制対象野生生物産品取引法と称し、大臣が決定した日に発効する。

すでに述べたように、付則2と付則3は、ワシントン条約の規定そのものである。ナミビアが特に重要視する野生生物に関しては付則1で扱っている。以下、付則1の全文である。

- (1) 何びともゾウやサイの牙、角、頭、耳、鼻、皮、尾、脚、あるいは附属書I掲載の生物種どの部分も、許可なくして所持、製造、商い、輸入、輸出することはできない。
- (2) 上の項目1は、個人利用目的での1kg以下の重量の加工象牙5点までの所持には適用されない。
- (3) 項目1は、ナミビア先住民部族の慣習法あるいは伝統的慣習に基づき所持、譲渡されるオマキパあるいはほかの象牙彫刻品には適用されない。
- (4) そうした慣習法や習慣にもとづき所持している人以外には、項目1で言及されている品目の売却は認めない。
- (5) 許可なくして生きた食肉目の哺乳類を所持、商い、輸出入をすることはできない。
- (6) 許可なくして食肉目の哺乳類からの標本を所持、商い、輸出入をすることはできない。
- (7) 項目5, 6は、家畜化された食肉目哺乳類には適用されない。

ここで、オマキパとはナミビアの伝統的部族が身に付ける伝統的小物装飾品のことであり、家畜化された食肉目哺乳類とはネコとイヌを指す。

6. 森林法 Forest Act

2001年の森林法は、林業評議会の設置、職員の任命、森林及び林産物の管理と利用に関する既存の法律の統合、環境保護、森林火災の制御と管理などを規定している。8章50条からなる。第15条が地域社会林 community forest に関するもので、次のようになっている。

- (1) 大臣は、共有地のある部分に関して族長あるいは伝統的権威、あるいは共有地に関する権利を与えられたその他の権威の同意を得たうえで、誰とでも合意文書を交わすことができる。その相手は、共有地をめぐる権利を有する人々の関心事を代表し、共有地を地域社会林として管理する意志と能力のある者でなければならない。
- (2) この合意文書は、以下のことを含むものとする。
 - (a) 地域社会林の設置に関する規定
 - (b) 提案された地域社会林の地理的境界の特定
 - (c) 提案された地域社会林の管理計画
 - (d) 管理計画に基づき、林産物とその他の森林の自然資源を管理、利用し、動物を放牧し、第三者がこれらの権利を行使し、林産物あるいは自然資源の利用のための料金を徴収し、条件を設定する権利
 - (e) 地域社会林のための管理当局であり、その管理当局が地域社会林を管理計画に基づき管理することを求めることのできる合意文書の当事者組織の任命
 - (f) 地域社会林が設置されている共有地の構成員による森林の公平な利用、林産物への公平なアクセスに関する規定
 - (g) 森林からの収益の充分な再投資及び余剰金の公平な使用あるいは分配に関する規定
- (3) 合意がなされた場合、大臣は、官報での告示により、地域社会林としての合意対象地域であり、地域社会林はその合意文書にもとづき管理されるものであることを宣言する。

森林法に従い、特定の森林（森林保護区、地域社会林、森林管理地域）での狩猟は、当該管理計

画に従わなければならない。森林管理計画に沿わない限り、自然保全令のもとでの許可書は発給されない。

7. 野生動物産品信託基金法 Game Products Trust Fund Act

1997年6月にジンバブエのハラレで開かれた第10回ワシントン条約締約国会議で、ナミビアは自国のアフリカゾウ個体群をワシントン条約の附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行する提案を提出した。これはナミビア政府が所有する象牙を日本に輸出することが目的で、多くの条件がついた提案であった。その条件のひとつが、象牙売却からの収益はすべて特別信託基金に預け入れられ、ゾウの保全と地域社会による保全と発展のための事業にのみ使用されるというものであった。この特別信託基金の設置には、議会による新たな法律制定を必要とした。

こうした背景で制定された野生動物産品信託基金法に基づき、基金を管理するための理事会が設置されている。基金は、以下のことを目的とする。

- (a) 野生生物保全管理と農村開発に関して、大臣との協議のもとで理事会により承認された事業・計画を実行、維持するため、コンサーバンシーと野生生物評議会に補助金を提供する、
- (b) この法律の規定に従い、コンサーバンシー、野生生物評議会、保護区、大臣により認定された個人・組織・機関に資金を配分する、
- (c) 住民と野生生物の関係を改善することを目的とした措置を支援する、
- (d) 境界での野生生物資源のモニタリング、管理、保護、持続可能な利用、開発についての改善を支援する。

8. 地域に根ざした自然資源管理

ナミビアは、野生生物を含む自然資源保全の手段として「地域に根ざした自然資源管理(CBNRM)」を中核に位置づけている。独立して間もない1992年にCBNRM政策に基づく事業を開始して以来、この取り組みはナミビアの自然資源の保全と開発目標に大きく貢献してきた。野

生生物の保全のために野生生物の持続可能な利用を推進するという原則に基づくものである。自然を保全しながら、同時に地域社会の発展を目指すもので、ナミビア憲法の主旨に沿う政策である。

1990年の独立以来採用してきた政策と法に基づき、自然資源の利用権を共有地に暮らすナミビア人に委譲してきた。1975年の自然保全令を改正した形の1996年の自然保全改正法により、野生動物を管理し、そこから利益を享受する権利を地域社会に付与してきた。その制度がコンサーバンシーの設置である。

ナミビア環境観光省が2013年に発行した『地域に根ざした自然資源管理国家政策』¹⁴⁾によると、政策の狙いと目的は以下のとおりである。

(1) 狙い

- ・地方開発と生物多様性保全を融合させる。
- ・地域住民が、生物多様性を害さずに、自然資源管理に積極的に従事し、そこから利益を受ける権利を地域住民に与える。
- ・研究、順応的管理、健全な技術の適用を通じて、共有地の自然資源から引き出される利益量を増加させる。
- ・環境を保護し、生物多様性を管理するためのインセンティブとして、保全関連ビジネスにおける投資のための条件を創出する。
- ・地域社会の制度と構造を統合し、強化する。
- ・環境と自然資源のモニタリング、気候変動の緩和と適応に当たって、地域社会が全体として従事することを可能にさせる。

(2) 目的

- ・健全な環境原理、伝統的知識、最善手法の適用に基づき、保護区以外の国有地の生物多様性を保全すること。
- ・地域社会に自然資源を持続可能に管理するための適切なインセンティブと経済的利益を提供するための政策と法的枠組みを作成、実行すること。
- ・地域社会に委譲される土地所有権と自然資源利用権を特定すること。
- ・自然資源が過剰に利用されることのないよう、

適切なモニタリングと遵守措置を制定、履行すること。

- ・自然資源の管理、利用、商業化に関して、地域社会の知的財産権を保護すること。
- ・地域社会に効果的な支援を提供すること。それにより、地域社会が自然資源管理制度を策定し、自然資源を持続可能に利用することが可能となる。
- ・保全と自然資源管理により、景観管理のための部門間協力を促進すること。
- ・CBNRMとその環境、自然資源、地域制度への明確な効果について、大衆と政治への普及啓発を促進すること。
- ・健全な環境、社会経済原則に基づき、自然資源管理と利用における双方に有利な状況を促進すること。
- ・自然資源に対する価値付加と革新を推進すること。
- ・CBNRM組織（委員会）とサービス部門を提供すること。

(3) 基本原則

- ・CBNRMは、自然資源の健全な管理における基本原則として、持続可能な利用の概念を完全に支持する。持続可能な利用は CBNRM の主要根拠である。
- ・資源の管理は、自然の系の「生物学的資本」の更新、回復、高揚を通じて、持続可能性を成就するため、健全な環境原理に基づかなければならない。
- ・野生区域、自然空間、その資源に近接して暮らす人々は、それらの保全に関連する高いコストにしばしば直面している。それゆえ、そうした空間と資源の保護、保全、持続可能な利用から引き出される利益を分け与えられる権利を有している。
- ・アプローチのひとつとしての参加型管理は、当事者、とくに自然資源を管理、受益する地域社会の建設的・実質的関与を促進するうえで重要な要素である。
- ・資源へのアクセス、それを利用、所有する権利

の委譲は、責任を伴わなければならない。責任は、管理者と大衆の関心ごとのなかにある。

- ・所有権の確保は、地域社会と個人が自然資源を管理、受益するため長期的に投資するために必要な条件である。
- ・規則遵守の監視はナミビア政府の基本的役割かつ責任であり、政策に忠実であることを植え付けるために、関係省庁は CBNRM 活動を監視し、介入する法的権限を有している。
- ・人々のニーズ、生物多様性保全の目的、生態的サービスの維持は、互いにバランスをとらなければならない。
- ・CBNRMは、持続可能な自然資源管理を目指したインセンティブに基づくアプローチである。もし資源に価値があれば、そして土地所有者がその資源を利用し、受益し、管理する権利を有しているならば、さらに、もしこの資源から引き出される価値が土地利用と競合し、もしくはそれを上回るならば、その資源の持続可能な利用が確保されるという前提に基づいている。管理からの利益は、管理コストを上回らなければならない。そして長期間にわたり保証されなければならない。
- ・地域社会は、資源管理から利益を得る必要がある。その利益は政府、ドナー、その他からの施しとして提供されるべきではない。
- ・地域社会とその他の当事者の参加は、社会経済的・政治的・環境的な変動に対応し、持続可能性という原則を尊重する、いわばインセンティブの動的な体系を必要とする。
- ・公平な利益配分と良好なガバナンスが CBNRM の重要要素である。とくに、地域に根ざした組織が財政的に持続可能になれば、より必要である。

9. ナミビアの野生生物

以上、ナミビアの野生生物に関する法と政策を紹介してきたが、以下、おもに IUCN レッドリスト¹⁵⁾の記述を参考に、ナミビアの代表的でカリスマ性のある大型野生生物の現状に触れることとす



図1. IUCNによるアフリカの地域区分

る。野生生物の生息状況は、その国の野生生物政策の妥当性や効果を反映することから、ナミビアの政策の遂行により野生生物が恩恵を受けているかどうか分かるからである。国際自然保護連合 IUCN ではアフリカを5地域に分けており(図1)、以下に記す地域名はそれに従っている。

(1) チーター *Acinonyx jubatus*

ネコ科動物のチーターは、かつてアフリカ・アジアに広く分布していた。アジアではイランの個体群 80 頭を残して絶滅してしまっている。アフリカでは北部アフリカ、東部アフリカ、南部アフリカに分散して生息している。IUCN レッドリストによると、2014 年時点では、全体で約 6,700 頭が生息していると推定されている。成熟個体に限ると、アフリカ全体で 6,590 頭、その内訳は、南部が 4,190 頭、東部が 1,960 頭、それ以外のアフリカが 440 頭である。つまり南部アフリカに全個体数の 6 割以上が生息することになる。アフリカでは南部と東部がチーターの生存の最後の牙城である。しかし、東部ではその歴史的分布域の 6% にしか生息していない。南部では、歴史的分布域の 22% に残存している。

1992 年に京都で開催された第 8 回ワシントン条約締約国会議でナミビアとジンバブエのチーターの輸出枠が審議された¹⁰⁾。チーターは条約附属書 I に掲載されており、商業目的での輸出は禁止されているが、トロフィーの輸出は主として商

業目的ではないとして例外扱いになっている。とは言え、輸入国側がより厳しい国内措置により持ち込みを制限あるいは禁止することができるため、締約国会議によるお墨付きを得るのが目的である。

審議用文書によると、1992 年当時のチーターの個体数は 9,000~12,000 頭と推定されている。地域別にみると、南部アフリカが最も多い。1985 年にはナミビアのチーターは 2,000~3,000 頭と推定され、続いてボツワナが 1,000~2,500 頭、ジンバブエが 500~1,000 頭である。中央値を採用すると、ナミビア 2,500 頭、ボツワナ 1,750 頭、ジンバブエ 750 頭で、3 カ国合計 5,000 頭ということになり、世界で最大の個体数を抱えているのがナミビアである。

南部アフリカでは保護区にいるチーターは 2 割程度でしかない。多くが私有の農牧場に生息しており、ナミビアでは 95% が私有地に生息している。そうした私有地では、家畜が襲われるため、防衛目的でチーターが殺されてきた。ナミビアとジンバブエは、私有地である農牧場でチーターの存続可能な個体群を維持していくための唯一の解決策は、チーターがいることで金銭的な利益を受けとる機会を土地所有者に与えることであると考えられる。これにより、土地所有者はチーターによる被害を許容するのみならず、自分の土地にチーターがいることを歓迎するようになるというのである。京都での会議では、ナミビアに対して 150 頭の輸出枠が与えられた。

(2) キリン *Giraffa camelopardalis*

IUCN レッドリストによれば、アフリカ全土のキリンの個体数は、1985 年は 151,702~163,452 頭、2015 年は 97,562 頭と推定された。このようにアフリカ全体では個体数が大きく減少した。しかし、分布域のすべてで個体数が減少した訳ではなく、いくつかの個体群は安定もしくは増加傾向にある。

キリン *Giraffa camelopardalis* は 10 亜種に分けられる。北部アフリカ・東部アフリカの亜種 *G. c. camelopardalis* は 1980 年前後の 20,577 頭から 2016 年の 650 頭へと激減した。東部アフリ

カの亜種 *G. c. tippelskirchi* は 63,292 頭から 35,000 頭へ、東部アフリカの亜種 *G. c. reticulata* は 36,000~47,750 頭から 8,661 頭へ減少した。東部アフリカの亜種 *G. c. rothschildi* は 1960 年代の 1,331 頭から 1,671 頭へ微増した。中部アフリカでは、亜種 *G. c. antiquorum* が 3,696 頭から 2,000 頭に減少、西部アフリカでは亜種 *G. c. peralta* が 50 頭から 400 頭へと増加した。

一方、南部アフリカでは、亜種 *G. c. thornicrofti* は 1973 年以來 600 頭前後で安定している。南部アフリカの別亜種 *G. c. angolensis* は 5,000 頭から 13,031 頭へ増加、亜種 *G. c. giraffa* は 8,000 頭から 21,387 頭へと大きく増加した。ナミビア北部、ボツワナ北部、ザンビア北西部、ジンバブエ中部の個体群は亜種分類がまだ定まっていないが、10,000 頭から 17,551 頭へと増加している。つまり、ナミビアを含むこれら南部アフリカの亜種の個体数は軒並み、安定もしくは増加していることになる。

このように見てくると、アフリカの多くの地域でキリンの個体数が減少しているにも拘わらず、南部アフリカでは大きく増加していることがわかる。南部アフリカのキリンは、かつての 23,600 頭から 2016 年の 40,569 頭へと増加したことになる。

2019 年の第 18 回ワシントン条約締約国会議で、キリンを附属書 II に掲載する提案¹⁷が中央アフリカ、チャド、ケニア、マリ、ニジェール、セネガルから共同提出され、採択された。これを不服としたボツワナ、エスワティニ、コンゴ民主共和国、ナミビア、南アフリカ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエは条約の規定に縛られないことを意味する留保権を行使した。

(3) ライオン *Panthera leo*

IUCN レッドリストでは、ライオンは絶滅危惧カテゴリーの「危急 (VU)」に分類されており、その成熟個体数は 23,000~39,000 頭と推定されている。アフリカ全体では、減少傾向にあり、2016 年までの 21 年間に 43% 減少した。分布域全体でのライオンの詳細な調査結果は存在しないものの、

いくつかの下位個体群はよく調査されており、個体数がかなり正確に把握されている。それによれば、南部アフリカのボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエでは 12% 増加した。これらの国以外では 60% 減少している。

こうした大きな違いは各国によるレッドリスト国内評価結果にも反映されており、南アフリカでは「低懸念 (LC)」カテゴリーと評価されている。これは普通種のカテゴリーである。なお 12 カ国で絶滅したことが確認されており、このほか 4 カ国でも絶滅しているらしい。減少要因で最も大きなものは、人命と家畜を守るための防衛的な無差別捕殺、生息環境の喪失、獲物となる野生動物の減少である。

ワシントン条約締約国会議では過去 2 回、ライオンを附属書 II から I へ移行させる提案が提出された。1 回目は 2004 年の第 13 回会議でケニアが提出した¹⁸。提案を提出する場合、生息国との協議が求められており、ケニアもこれに従った。

これに対し、ボツワナは、適切な管理体制により、自国個体群は長期にわたり安定していると回答した。生息個体数は 3,000 頭と推定され、附属書 I への移行はライオンの生存にむしろ逆効果であること、ケニア自身が指摘している脅威はすべて国内で解決できる問題であり、条約とは無関係であるとしている。ナミビアは、個体数は安定もしくは増加しており、住民とライオンとの軋轢が高まっている、附属書 I 掲載はハンティングトロフィーの国際取引を禁止しないが、輸入国がより厳しい措置をとる可能性がある、地域住民の利益にもならない、として提案に反対した。南アフリカは、3,000 頭が生息していると回答、ライオンの減少している国は西部アフリカと中部アフリカで、その大きな脅威はライオンと住民との軋轢であり、これは国内で扱われるべき問題であるとして書面で反対した。会議では、ケニアは提案を撤回した。

2 回目が 2016 年の第 17 回会議で、このときはチャド、コートジボワール、ガボン、ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、

トーゴによる共同提案であった¹⁹。南部アフリカからの反対意見は提案書には含まれていないが、会議期間中に設置された作業部会での議論の結果、附属書Ⅱに据え置くものの、野生のライオンの骨、爪、頭骨、歯の商業目的での輸出はゼロ割当とすることが決まった。人工飼育下にあるライオンの骨、爪、頭骨、歯の商業目的での輸出枠は南アフリカ政府が設定し、それを毎年、ワシントン条約事務局に報告することとなった。

(4) クロサイ *Diceros bicornis*

クロサイは、IUCN レッドリストでは「深刻な危機 (CR)」に分類されている。かつてサハラ砂漠以南に広く分布していたが、多くの国で絶滅した。残存しているのは、アンゴラ、ケニア、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、タンザニア、ジンバブエである。一旦絶滅したものの、再導入を図った国はボツワナ、エスワティニ、マラウイ、ルワンダ、ザンビアである。これらのうち、ケニア、タンザニア、ルワンダを除く残り9カ国は南部アフリカに属している。個体数は、1990年代半ばから2倍以上に増えた。それ以前の1973年には37,807頭だったのが、密猟で減少し、1990年代半ばに2,354頭になった。その後2017年末には5,495頭、2018年末には5,630頭となった。1960年以降密猟が急増しており多くの国で減少、この期間に増えたのはナミビアと南アフリカだけである。

2017年末時点の推定個体数は、ボツワナ50頭、ケニア745頭、マラウイ28頭、モザンビーク1頭、ナミビア1,857頭、ルワンダ19頭、南アフリカ2,046頭、エスワティニ21頭、タンザニア160頭、ザンビア48頭、ジンバブエ520頭で、合計5,495頭である。ナミビアが33.8%を占めており、クロサイ全個体数の3分の1を擁していることになる。

(5) シロサイ *Ceratotherium simum*

IUCN レッドリストでは、シロサイは「準絶滅危惧 (NT)」に分類されている。クロサイ同様、かつてアフリカに広く分布していたが、分布域のほとんどで絶滅してしまった。シロサイにはキタ

シロサイ *C. s. cottoni* とミナミシロサイ *C. s. simum* の2亜種がある。キタシロサイの歴史的分布域であるチャド、スーダン、南スーダン、コンゴ民主共和国、ケニアのうち、生存が確実であるのはケニアにいるメス2頭のみで、事実上の絶滅と考えられる。ミナミシロサイもほとんどの国で19世紀末までに絶滅してしまい、南アフリカに20~50頭が残るのみとなった。その後、南アフリカからボツワナ、エスワティニ、ナミビア、ウガンダ、ジンバブエなどに再導入、保護対策が功を奏し、2012年末までに21,316頭にまで回復した。2017年末にはアフリカ全体で18,064頭と推定された。南アフリカ、ナミビア、ケニア、ボツワナ、ジンバブエ5カ国だけで全体の99.3%を占めている。2017年末時点で、ボツワナ452頭、ケニア513頭、モザンビーク29頭、ナミビア975頭、南アフリカ15,625頭、エスワティニ66頭、ウガンダ22頭、ザンビア14頭、ジンバブエ367頭と推定された。南部アフリカのナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、南アフリカを合計すると17,419頭であり、全個体数の96.4%を占めている。ナミビアは全体の5.4%の個体群であり、南アフリカの15,625頭からは大きく離れているものの、南アフリカについて2位につけている。

(6) アフリカゾウ *Loxodonta africana*

アフリカゾウはアフリカ38カ国に分布する。ブルンジ、ガンビア、モーリタニアでは絶滅した。2008年のIUCN レッドリストは、アフリカゾウは種全体としての絶滅危惧度合いを「危急 (VU)」と評価している。地域別にみると、中部アフリカは「危機 (EN)」、東部アフリカは「危急 (VU)」、西部アフリカは「危急 (VU)」となっている。一方、南部アフリカは絶滅危惧にはなく、「低懸念 (LC)」と分類されている。南部アフリカでは20世紀初頭の歴史的な少なさから1970年代までに個体数が大きく回復した。1970年代以降も増加し続け、他地域全体よりも多くのゾウが生息する。

2016年の『アフリカゾウ生息状況報告書』²⁰によれば、アフリカ全土で約54万頭と推定されており、最大57万頭程度である。南部アフリカ

全体で約 29 万頭、ナミビアには 22,844 頭が生息している。図 2 はナミビア政府作成の個体数の変遷グラフであり、生息頭数が年々増加していることがわかる。

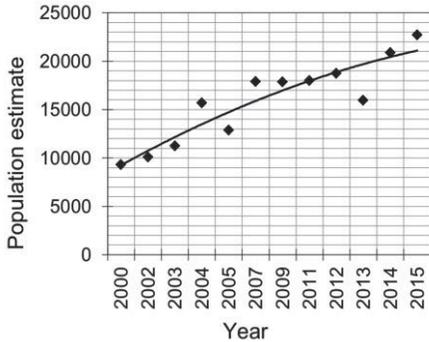


図 2. ナミビアのアフリカゾウ個体数変遷
(ナミビア政府提供)

10. おわりに

以上、ナミビアの野生生物に関する法律と政策について概観した。ナミビアの野生生物保全に関する政策の特徴は、野生生物管理利用に関する権限を地域社会へ委譲したことである。野生生物と競合しながらも共存している边境の地域社会が野生生物を管理するべきであるとナミビアは考える。その具体例がコンサーバンシーと地域評議会であり、地域社会がそこに存在する野生生物を含む自然資源を管理する権限を与えられる。

ケニアなどアフリカのいくつかの国とは異なり、ナミビアは持続可能な野生生物利用を積極的に推進している。地域住民にとってはとすれば軋轢を起ししがちな野生生物が経済的価値を持つことになる。野生生物利用が禁止されれば、その土地は野生生物に好適な環境から、別の経済的利益が手短かに得られる農地や放牧地に転換されよう。農地や放牧地への転換は脆弱な生態系を創出することにつながる。野生生物のための環境が悪化すれば、地域の生物多様性にも悪い影響を与えることになる。

ナミビアによる野生生物の持続可能な利用の推進は、その憲法に基づいているだけではなく、ナミビアが加盟している生物多様性条約の目的や国

際自然保護連合 IUCN の使命とも一致している。持続可能な利用は、消費的利用と非消費的利用に分けられる。消費的利用は、対象生物の全体もしくは一部を利用する形態であり、全体を利用する場合は対象生物の生命を奪うことを意味する。非消費的利用は生命を奪わない形態であり、たとえば野生生物観光やバードウォッチングなどを連想すればよい。消費的利用は動物権や動物福祉の観点から、批判されがちであるが、ナミビアは消費的利用を否定しない。むしろ持続可能性を条件に、積極的に推進する。

当然、コンサーバンシーでも消費的利用を含む野生生物の持続可能な利用が認められている。IUCN は保護区 protected area を I～VI の 6 類型に分けている²⁰。カテゴリー VI が「自然資源の持続可能な利用をおこなっている保護区」で、生態系と生息環境を保全する区域のことを指し、自然資源が文化的価値として位置づけられ、伝統的自然資源管理制度に支えられている。したがって、コンサーバンシーはさまざまな保護区タイプの 1 つということになる。2019 年時点で、86 地区がコンサーバンシーに指定されており、合計面積は 166,045km² に達する²⁰。これは国土面積の 2 割に相当する。

ナミビアの政策が成功していることは、多くの野生生物の個体数が増加していることから明らかである。Lindsey et al. (2017) は、生態的貢献度 (大型動物の分布と多様性)、保護区貢献度 (厳重保護対象の大型肉食・草食動物が生息している土地の割合)、財政貢献度 (保全への財政投資) をもとに「大型動物保全指標」を提唱し、世界 152 カ国の大型野生動物保全への貢献度を比較した²⁰。それによると、ボツワナが第 1 位で、ナミビアはそれに次ぐ第 2 位につけている。これら 2 カ国のほか、南部アフリカからはジンバブエ、ザンビアもトップ 10 入りしている。南部アフリカではないが、タンザニアもトップ 10 に入っている。これらは野生生物の保全に関して、類似の哲学を採用している国々である。しかるに、ナミビアをはじめとするこうした国々がワシントン条約会議な

どの野生生物関連国際会議で批判の対象となっているのは、決して公正なことではない。

【注】

- 1) <https://neweralive.na/posts/namibia-burn-ivory-rhino-horns-shifeta> (2020年10月23日閲覧)
- 2) <https://www.sankei.com/photo/daily/news/160911/dly1609110014-n1.html> (2020年10月23日閲覧)
- 3) IUCN/UNEP/WWF (2009) “Caring for the Earth” IUCN, Gland, Switzerland.
- 4) IUCN (1980) “World Conservation Strategy” IUCN, Gland, Switzerland.
- 5) コンサーバンシー-conservancy とは、地域社会などからの申請に基づきナミビア政府が認めた地域のことを指す。申請者に当該地域の自然資源の管理利用の権利が付与される。
- 6) 共有地 communal land は国有地ではあるが、伝統的・慣習的に地域社会により占有されてきた土地のことで、住民は主として農業や放牧をおこなっている。辺境の地に位置することが多い。
- 7) ハンターが狩猟した動物の剥製や体の一部を戦利品 trophy として持ち帰ることから、そうした狩猟をトロフィーハンティングと言う。アフリカには、おもに欧米からの訪問客が多い。
- 8) ナミビアドルは南アフリカ通貨のランドと等価、つまり N\$1 が R1 である。N\$1 は、2020年9月時点で約 6.3 円。ゾウとサイの密猟の罰金は最大 N\$25,000,000 であり、日本円に換算すると約 158,000,000 円に当たる。
- 9) 日本の国内法は「外国為替及び外国貿易法(外為法)」であり、日本は加盟にあたって新規の法律ではなく、既存の法律を改正することとした。加盟当初は、条約規定がすべて外為法に組み込まれていたわけではなかつ

たことから、日本が批判されたこともあった。

- 10) <https://cites.org/legislation> (2020年10月23日閲覧)
- 11) ワシントン条約の附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは条約対象の動植物の種名一覧である。附属書Ⅰは商業目的の国際取引は禁止、附属書Ⅱは輸出国政府の許可書発給を条件に国際商業取引が許される。附属書Ⅲはほぼ附属書Ⅱの規制に準じる。
- 12) 「海からの持ち込み」は、条約によれば、どの国の管轄下にもない海域から持ち込むことを言う。
- 13) 標本 specimen は植物標本や動物の液浸標本のような意味ではなく、ワシントン条約上は、死んでいるか死んでいないかに拘わらず、生物体の全体あるいは一部を意味する。
- 14) Namibia Ministry of Environment and Tourism (2013) National Policy on Community Based Natural Resource Management. Windhoek, Namibia.
- 15) <https://www.iucnredlist.org/> (2020年10月23日閲覧)
- 16) <https://www.cites.org/sites/default/files/eng/cop/08/doc/E-22.pdf> (2020年10月23日閲覧)
- 17) <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/prop/060319/E-CoP18-Prop-05.pdf> (2020年10月23日閲覧)
- 18) <https://www.cites.org/sites/default/files/eng/cop/13/prop/E13-P06.pdf> (2020年10月23日閲覧)
- 19) <https://www.cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-04.pdf> (2020年10月23日閲覧)
- 20) Thouless, C., Dublin, H., Blanc, J., Skinner, D., Daniel, T., Taylor, R., Maisels, F., Frederick, H. and Bouche, P. (2016) African Elephant Status Report 2016: an update from the African elephant database. Occasional Paper Series of the

IUCN Species Survival Commission, No. 60 IUCN/SSC African Elephant Specialist Group. IUCN, Gland, Switzerland.

- 21) <https://www.iucn.org/theme/protected-areas/about/protected-area-categories> (2020年10月23日閲覧)
- 22) <http://www.nacso.org.na/conservancies> (2020年10月23日閲覧)
- 23) Lindsey, P., Chapron, G., Petracca, L., Burnham, D., Hayward, M., Henschel, P., Hinks, A., Garnett, S., Macdonald, D., Macdonald, E., Ripple, W., Zander, K. and Dickman, A. (2017) Relative efforts of countries to conserve world's megafauna. *Global Ecology and Conservation*. Vol. 10:243-252.

(2020年12月7日受理)

Namibia's Laws and Policies on Wildlife Conservation

Yoshio Kaneko

Abstract Namibia has the constitution that recognizes the importance of sustainable use of living natural resources, thus forming the country's basic position on wildlife management and conservation. Among Namibia's environmental laws and policies, the present article focuses on wildlife-related laws and policies. The Nature Conservation Ordinance 1976 provides for game parks, hunting, problem animals and other important issues. The Ordinance was amended in 1996 and incorporated the establishment of conservancies and wildlife councils into the Ordinance. The promotion of conservancies in rural areas is based on the premise that local communities are the best guardians of wildlife resources and as such must be rewarded. The effectiveness of Namibia's policy can be verified through the population trend of large animal species such as rhinos, elephant, giraffe and lion. Their populations have expanded while many other African countries witnessed severe declines. Despite its success story, it is unfair that Namibia has been criticized at international conservation fora.

Key words Namibia, wildlife conservation, Community Based Natural Resource Management, conservancy